

事 務 連 絡

平成22年6月8日

各 検疫所 御中

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課

「化学兵器の禁止及び特定物質の規制に関する法律」の特定物質
「サキシトキシン」が生体試料に由来する場合の取扱いについて

標記については、別紙のとおり経済産業省より連絡がありましたので、業務の参考にお知らせします。

今般、「化学兵器の禁止及び特定物質の規制に関する法律」において、麻痺性貝毒の存否に関する分析を行うことを唯一の目的として、サキシトキシンを含有する貝、カニ、フグ等の生物から試験液を抽出して行う分析は、分析法を問わず、製造及び使用に関する規制の対象としないこと、及び分析の結果、試験液にサキシトキシン又はその塩が含まれている蓋然性が完全に否定された場合を除き、分析後速やかに当該試験液全量を適切な方法により廃棄することが明確にされています。

つきましては、関係者への周知について特段の御対応方よろしく願いいたします。

(お知らせ)

「化学兵器の禁止及び特定物質の規制に関する法律」の特定物質
「サキシトキシシン」が生体試料に由来する場合の取扱いについて

平成22年6月2日
経済産業省製造産業局化学物質管理課
化学兵器・麻薬原料等規制対策室

「化学兵器の禁止及び特定物質の規制に関する法律（平成7年4月5日法律第65号）」
（以下「化学兵器禁止法」という。）の特定物質「サキシトキシシン」に係る生体由来の試料
については、従前から下記のとおりとしておりますので、引き続き御注意下さるようお願い
いたします。

記

1. サキシトキシシンを含有する貝、カニ、フグ等の生体（生きているか否かを問わず、生体の全部または一部を下記2の試験液を抽出する目的で破砕した状態のもの（そのままでは化学物質としての散布に適さないものに限る）を含む。）を所持することは、化学兵器禁止法上の特定物質の所持に該当しない。
2. 麻痺性貝毒の存否に関する分析を行うことを唯一の目的として、上記1の生物から試験液を抽出して分析を行う場合、公定法^(※)によるか、高速液体クロマトグラフ (HPLC) その他を用いる方法によるかを問わず、化学兵器禁止法上の製造、使用の許可の対象としない。
ただし、分析の結果、試験液にサキシトキシシン又はその塩が含まれている蓋然性が完全に否定された場合を除き、分析後速やかに当該試験液全量を適切な方法により廃棄すること。
3. 分析の結果、サキシトキシシン又はその塩を含むことが明らかになった試験液からサキシトキシシン又はその塩を抽出したり、当該試験液の全量又は一部を保有する（他の分析の標準品として用いる場合を含む）ことは、化学兵器禁止法上、特定物質の製造、使用に当たるので、予め化学兵器禁止法上の製造、使用の許可を得た上で行う。

4. 化学兵器禁止法上の「サキシトキシシ」にはサキシトキシシ又はその塩のみの溶液、サキシトキシシ又はその塩のほか、ネオサキシトキシシ及びデカルバモイルサキシトキシシの混合物であるサキシトキシシ群溶液等の混合物が含まれる。サキシトキシシ又はその塩が含まれていないサキシトキシシ群溶液は、化学兵器禁止法上の「サキシトキシシ」に該当しない。

(※)「貝毒の検査法等について」(昭和55年7月1日付け環乳第30号厚生省環境衛生局乳肉衛生課長通知)

以上